平成２３年（フ）第１０３号
宮崎県都城市上長飯町5154番地　市営一万城団地16－１－286
債務者　乙守　正人
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１０６号
宮崎県延岡市出北１丁目９番12号
債務者　原口洋一郎
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１７４号
鹿児島県鹿児島市城山町16番20―502号
債務者　永野美紀子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
鹿児島県鹿児島市吉野町2261番地
債務者　宮里　祥一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
鹿児島県西之表市西之表3667番地25
債務者　橋口　清和
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番55―41号
債務者　大山　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
鹿児島県鹿児島市川上町549番地210　パークサイドフルール201号
債務者　木村麻衣子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
鹿児島県鹿児島市田上４丁目13番13号　野下荘101号
債務者　渡　　由香
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目86番12号
債務者　田村　光生
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
鹿児島県霧島市隼人町真孝2018番地
債務者　恒吉　春美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
鹿児島県鹿児島市上荒田町26番29号　グランデ瑞穂３Ａ号、住民票上の住所大阪府豊中市服部本町１丁目６番12号
債務者　藤原　祐子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目９番11号　岡山ハイツ206号
債務者　繁昌　久行
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
鹿児島県鹿児島市南林寺町26番23―202号
債務者　砂坂　幸江
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目30番10―103号
債務者　長倉　園子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
沖縄県浦添市牧港１丁目59番１―810号浦添市街地住宅
債務者　根間美枝子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２０４号
沖縄県中頭郡西原町字幸地1006番地の１　マルマサアパート203号
債務者　仲村渠悦子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２０５号
沖縄県那覇市牧志１丁目19番53―603号ライオンズマンション牧志
債務者　國吉　栄子（旧姓犬飼）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５４号
茨城県鹿嶋市宮下４丁目２番地12　アネックスカシマ202
債務者　渡辺　秀夫
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部